

発委第1号

令和8年1月20日

北栄町議会議長 前田栄治様

提出者 北栄町議会議会運営委員会
委員長 長谷川昭二

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会議規則第14条
第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

令和7年人事院勧告に準じて、北栄町議会議員の期末手当の支給率を変更する。

北栄町条例第 号

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年
北栄町条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議会の議員の期末手当の額 は、議員報酬月額の100分の120に 相当する額に<u>100分の177.5</u>を乗じ て得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議会の議員の期末手当の額 は、議員報酬月額の100分の120に 相当する額に<u>100分の172.5</u>を乗じ て得た額とする。</p>

第2条 北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次
のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議会の議員の期末手当の額 は、議員報酬月額の100分の120に 相当する額に<u>100分の175</u>を乗じて 得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議会の議員の期末手当の額 は、議員報酬月額の100分の120に 相当する額に<u>100分の172.5</u>を乗じて 得た額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改定前の条

例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内
扱とみなす。